

公益社団法人日本エアロビック連盟認定審判員規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟（以下「本連盟」という）認定審判員の事項について定める。

(認定審判員の役割)

第2条 競技選手の成績は審判員の採点によって決定されるために、審判員の役割は極めて重大である。

特に、次の事項に留意し、認定審判員の自覚と誇りをもって審査にあたらなければならない。

- (1) 認定審判員は、高い専門的知識と技能を身につけ、エアロビック競技の質の向上に務めなければならない。
- (2) 認定審判員は、客観的かつ公平で正確な採点を行わなければならない。
- (3) 認定審判員は、「JAF エアロビック公式競技・採点規則」を遵守し、採点においては、いかなる場合であっても他から影響を受けてはならない。
- (4) 認定審判員は、審判技術向上に関する最新の情報収集と研鑽を積み、審査に関する観察力と理解に務めなければならない。

(認定審判員の区分と活動内容)

第3条 認定審判員の種類と活動内容は、次の通りとする。

(1) 認定C級審判員

- ①公式競技におけるタイム審判/ライン審判を行うことができる。
- ②チャレンジ競技、エンジョイ競技の審判を行うことができる。

(2) 認定B級審判員

- ①公式競技における実施、芸術審判及びタイム審判/ライン審判を行うことができる。
- ②チャレンジ競技、エンジョイ競技の審判及び主任審判を行うことができる。

(3) 認定A級審判員

- ①公式競技における難度、実施、芸術の審判及び全日本選手権大会地区大会、スポーツエアロビック等地区大会の主任審判を行うことができる。
- ②チャレンジ競技、エンジョイ競技の審判及び主任審判を行うことができる。
- ③本連盟が委託する、審判員養成講習会並びに資格更新研修会の講師を務めることができる。

(4) 認定S級審判員

- ①前項のすべての競技会の審判及び主任を行うことができる。
- ②本連盟が委託する、審判員養成講習会並びに資格更新研修会の講師を務めることができる。

(認定審判員の義務)

第4条 認定審判員は、同時に本連盟の個人賛助会員でなければならない。ただし、4月1日時点で18才未満の審判員については当該年度の個人賛助会員費を免除する。

(審判員養成講習会、資格更新研修会の開催)

第5条 審判員資格を認定する審判員養成講習会並びに資格更新を目的とした研修会は、本連盟が開催する。ただし、認定B級及びC級については、都道府県連盟、競技エアロビック登録クラブ等が開催(主管)することができる。

2. 審判員養成講習会及び資格更新研修会の試験の結果に基づき、本連盟審判委員会が合否を判定する。

(受講条件)

第6条 審判員養成講習会の受講条件は、次の通りとする。

- (1) 認定C級審判員の受講条件は、講習会開催年の4月1日現在、満16歳以上の者とする。
- (2) 認定B級審判員の受講条件は、講習会開催年の4月1日現在、満16歳以上で、かつ次の何れかの条件を満たす者とする。
 - ①連盟の有資格者
 - ②全日本選手権大会(シニア)の都道府県大会に出場経験を有する者
 - ③エアロビック検定3級以上の者
 - ③その他、本連盟または都道府県連盟が推薦する者
- (3) 認定A級審判員の受講条件は、講習会開催年の4月1日現在、満18歳以上で、かつ過去5年間に開催された、全日本選手権大会(シニア)において優勝または準優勝の成績を有する者

(資格の認定と登録)

第7条 審判員養成講習会の試験に合格した者は、認定料、登録料の他、個人賛助会員会費を添えて本連盟に申請する。

2. 認定審判員の資格取得に必要な認定料、登録料は、次の通りとする。

(1) 認定料 5,140円(初回及び昇級時)

(2) 登録料 5,000円(2年毎の更新時)

3. 本連盟は前項の手続きを終了した者に対し、資格の認定・登録を行う。

4. 個人賛助会員については、別途、個人賛助会員規定に基づくものとする。

(資格の有効期間)

第8条 認定審判員資格の有効期間は2年間とし、認定日は、毎年4月1日と10月1日の年2回とする。

(審判活動の開始)

第9条 認定A、B級審判員の新規資格取得後には、別に定める模擬審判または本連盟主催競技会での公式競技におけるタイム/ライン審判を1回以上行った後、第3条に定める審判活動を行うことができる。ただし、チャレンジ競技、エンジョイ競技では上述の経験なしに審判することができる。

(資格の更新と保留)

第10条 認定審判員の資格を更新する場合は、次の通りとする。

- (1) 2年間の資格有効期間内に本連盟が主催する「資格更新研修会」や本連盟が委託して開催する資格更新研修会に1回以上参加しなければならない。
- (2) 2年毎に資格更新に必要な所定の登録料を納めなければならない。
- (3) 4年毎の「JAF エアロビック公式競技・採点規則」の改訂時に開催される「義務研修会」または本連盟が委託して開催する義務研修会に参加しなければならない。これら義務研修会に参加するまでは、資格の有効期間内であったとしても審判活動はできない。
- (4) S級、A級、B級については、2年間の資格有効期間内に、認定競技会や競技会において、罰則などを受ける事なく2回以上の公式競技における審判活動または大会支援活動を行わなければならない。

注: ・審判活動: 競技会における審判員(タイム/ラインを含む)または模擬審判員としての活動
・大会支援活動: 本連盟が主催する各種競技会および各都道府県連盟が本連盟に対して後援申請を行う各イベントのうち、審判活動を伴う競技会における競技役員/サポートスタッフとしての活動

(資格の昇級)

第 11 条 認定審判員資格の昇級は、本連盟が認定審判員の昇級試験を開催し、審判委員会がその基準にもとづいて昇級する。その受験条件は次の通りとする。

- (1) 認定 B 級審判員の受験条件は、C 級審判員認定登録日から 1 年以上経過した者であること。
- (2) 認定 A 級審判員の受験条件は、受験年 4 月 1 日時点で 18 才以上であり、かつ C 級または B 級審判員認定登録日から通算 2 年以上経過した者(過去 5 年間に開催された全日本選手権大会シニアの部で 6 位までの実績のある者は通算 1 年以上で可)で、かつ過去 2 年以内の公式競技において、2 回以上の審判活動または大会支援活動の実績を有する者
- (3) 認定 S 級審判員の受験条件は、受験年 4 月 1 日時点で 20 才以上であり、かつ A 級または B 級審判員認定登録日から通算 3 年以上経過した者(過去 5 年間に開催された全日本選手権大会シニアの部で優勝・準優勝の実績のある者は通算 2 年以上で可)で、かつ過去 2 年以内の公式競技において、2 回以上の審判活動または大会支援活動の実績を有する者

(資格の失効・停止・取り消し)

第 12 条 資格の失効・停止・取り消しについては、以下の通りとする。

- (1) 資格の更新を希望するものが、第 10 条(4)に示す条件を満足しない場合は失効とする。ただし、特別の事情による場合は考慮することがある。
- (2) 審判活動の停止を希望する審判員が必要な申請手続きを行った時は、提出日をもって審判資格を取り消すものとする。
- (3) 失効となった審判員は、審判員養成講習会を受講し当該資格を再取得することで復活する。
- (4) その他審判委員会が認定審判員として不適当と認めたときには、その資格を停止または取り消すことがある。

(細則及び規定の改訂)

第 13 条 本規程の定めがない事項については細則に定めるものとし、また、本規定は本連盟理事会の承認を得て改訂する。

(附則)

1. この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

平成 26 年 4 月 1 日改定